



目 次

規 則	ページ
◎高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則	2
◎高知県立青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則	2
◎高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則	2
◎高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則	2
◎高知県立県民体育館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則	3
◎高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9

規 則

高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第38号

高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則の一部を改正する規則

高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則（平成16年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下」を「。次条において」に改め、「（以下「プラザ」という。）」を削り、「に関して」を「に関し」に改める。

第2条を次のように改める。

（多目的室及び音楽スタジオの附属設備の計算単位当たりの使用料の額）

第2条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

第3条及び第4条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		計算単位	計算単位当たりの使用料	
			18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
多目的室	A V機器セット	許可1回	920円	1,820円
	プロジェクター・スクリーン	許可1回	960円	1,910円
	卓球台（附属品を含む。）	許可1回	80円	160円
音楽スタジオ	ドラムセット	許可1回	90円	180円
	キーボード	許可1回	100円	190円
	キーボードアンプ	許可1回	20円	40円
	ギターアンプ	許可1回	30円	50円
	エレキギターアンプ	許可1回	40円	70円
	ベースアンプ	許可1回	40円	70円
	簡易PAセット	許可1回	110円	200円
	録音機材セット	許可1回	210円	410円

備考 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第39号

高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則

高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則（平成8年高知県規則第21号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県立青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則

高知県立青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第60号の2）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第41号

高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則

高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第60号の3）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

<p>平成26年3月31日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第42号 高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則</p> <p>高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第92号）は、廃止する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立県民体育館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年3月31日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第43号 高知県立県民体育館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則</p> <p>高知県立県民体育館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第125号）は、廃止する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年3月31日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第44号 高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則</p> <p>高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第126号）は、廃止する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>----- 教 育 委 員 会 規 則 -----</p> <p>高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年3月31日 高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p>高知県教育委員会規則第12号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施</p>	<p>行規則の一部を改正する規則</p> <p>高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項ただし書中「球場」を「屋外体育施設の球場」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。</p> <p>第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。</p> <p>第4条第1項中「規定により」を削り、「の許可」を「の許可（以下「利用の許可」という。）」に改め、同条第2項中「利用開始日」を「当該利用を開始する日」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同条第3項中「芸西天文学習館の」を「芸西天文学習館について」に、「による使用料（以下「使用料」という。）を納付して」を「により使用料を納付して当該」に、「教育長が別に」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）が」に改め、同条第4項中「トレーニング室の」を「トレーニング室について」に改める。</p> <p>第5条中「その利用を許可する」を「利用の許可をする」に改め、「別に」を削り、「許可しない」を「利用の許可をしない」に改める。</p> <p>第6条の見出し中「納付」を「納付の時期」に改め、同条中「条例第2条第1項の規定により青少年センターの」を削る。</p> <p>第7条第2項中「別に」を「、教育委員会が別に」に、「別記第6号様式」を「、別記第6号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。</p> <p>条例第4条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、青少年センターの宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減額し、又は免除することができるものとする。</p> <p>(1) 県又は教育委員会が主催する行事のために青少年センターを利用する場合</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者（次号において「身体障害者等」という。）が青少年センターを利用する場合</p> <p>(3) 身体障害者等を介護する者（身体障害者等1人につき1人とする。）が当該身体障害者等と同時に青少年センターを利用する場合</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合</p> <p>第8条中「変更して」を「変更して青少年センターを」に改める。</p> <p>第9条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。</p>	<p>条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育委員会の都合により利用の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(2) 災害その他の不可抗力により青少年センターを利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(3) 利用の取消しの届出又は利用の許可の内容の変更の届出が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>第10条中「施設、」を「青少年センターの施設、」に、「必要により」を「必要があつて」に改める。</p> <p>第11条の見出し中「利用終了後」を「利用終了後等」に改め、同条中「終わった」を「終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられた」に、「直ちに」を「直ちに当該利用に係る」に改める。</p> <p>第12条中「利用者及び青少年センターに入場する者（以下「入場者」という。）」を「青少年センターを利用する者」に改め、同条第5号中「備品等」を「青少年センターの備品等」に改め、同条第6号中「建物その他の工作物、備品等を汚損し、又は」を「青少年センターの施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。</p> <p>第13条第1号中「利用者又は入場者」を「青少年センターを利用する者」に改める。</p> <p>第14条中「利用者及び入場者」を「青少年センターを利用する者」に、「その指示」を「、その指示」に改める。</p> <p>第15条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「別に」を削る。</p> <p>別記第5号様式中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改める。</p> <p>別記第7号様式中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年3月31日 高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p>高知県教育委員会規則第13号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施</p>
---	---	---

行規則（平成16年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を削る。

第4条第1項中「規定による許可施設等」を「許可施設」に、「許可施設等」を「許可施設」に改め、同条第3項中「申請は、許可施設等」を「申請は、当該許可施設」に、「行うことができる」を「これを行うことができる」に改め、同項ただし書中「以下この項において同じ」を「以下同じ」に、「場合については」を「場合にあつては」に、「許可施設等」を「当該許可施設」に改め、同条第4項中「第6条、第7条ただし書」を「第6条第1項から第3項まで、第7条ただし書、第10条第1項第1号」に改める。

第6条の見出し中「許可の変更等」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第6条に次の2項を加える。

3 条例第4条第1項の許可施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。

第8条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第9条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「許可施設等」を「許可施設」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が共催し、又は後援する青少年の健全育成の事業のために許可施設を利用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。

(1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許

可を取り消した場合

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合

第11条及び第12条中「許可施設等」を「許可施設」に改める。

第13条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「ブラザの施設、設備等、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第16条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第17条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1項を加える。

（指定管理者に係る変更届出事項）

第17条 条例第14条第2項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

主な施設	区分		利用時間
トークサロン まんが図書室 学習室（個人用） 学習室（グループ用） 多目的室 音楽スタジオ	平日	8月	午前8時から午後6時30分まで
		8月以外の月	午前9時30分から午後8時30分まで
	日・土・休日		午前9時から午後5時まで

備考 1 この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。

2 利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

別記第3号様式中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。

別記第5号様式中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改める。

別記第7号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第14号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により」を削り、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同条第4項中「第4条、第5条ただし書」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第8条第1項第1号」に改める。

第4条の見出し中「許可の変更等」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、青少年の家の利用を取り消すときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第4条第1項の青少年の家の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、教育委員会に対して、教育委員会が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。第6条中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に改める。

第7条第2項中「教育委員会が」を「、教育委員会が」に、「別記第3号様式」を「、別記第3号様式」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第7条の規定に基づき使用料を免除する必要があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者（次号において「身体障害者等」という。）が利用する場合
 - (2) 身体障害者等を介護する者（身体障害者1人につき1人とする。）が当該身体障害者等と同時に利用する場合
- 2 前項に定める場合のほか、条例第7条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、教育委員会が別に定める。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により青少年の家を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

第9条中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に改める。

第10条第5号中「附属設備、備品等」を「設備等（備品を含む。以下同じ。）」に改め、同条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「青少年の家の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第12条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。

第13条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第14条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に係る変更届出事項）

第14条 条例第13条第2項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

別記第2号様式中「第7条第1項」を「第7条第3項」に、「

減額（免除）を受けようと	高知県立青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則
--------------	----------------------------

する理由	第2条第1項	・	第2項	該当
------	--------	---	-----	----

を「

減額（免除）を受けようとする理由	
------------------	--

に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第4号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第6号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第15号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により青少年の家」を「許可施設（同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「青少年の家」を「許可施設」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条、第5条ただし書」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第8条第1項第1号」に改める。

第4条の見出し中「許可の変更等」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理

者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。第6条中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に改める。第7条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために許可施設を利用する場合
 - (2) 青少年（25歳未満の者をいう。）が学校行事、クラブ活動その他の自主的な活動のために許可施設を利用する場合
 - (3) 利用者のうち身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が占める割合が5割を超える場合
- 2 教育委員会は、あらかじめ登録した社会教育団体等が許可施設を利用する場合は、条例第8条の規定に基づき使用料の2分の1に相当する額を減額することができる。
- 3 前2項に定める場合のほか、条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、教育委員会が別に定める。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

第9条中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に、「青少年の家の施設」を「許可施設」に改める。

第10条第5号中「附属設備、備品等」を「設備等（備品を含む。以下同じ。）」に改め、同条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「青少年の家の施設、設備等を汚損し、損傷

し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第12条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。

第13条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第14条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1項を加える。

（指定管理者に係る変更届出事項）

第14条 条例第14条第2項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

別記第3号様式中「第7条第1項」を「第7条第4項」に、

高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則 第2条第1項 1号 2号 3号・第2項・第3項 該当	円
--	---

を

	円
--	---

に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第5号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第7号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第16号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」を削り、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条、第5条」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第10条ただし書」に改める。

第4条の見出し中「変更等の届出」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第5条第1項の許可施設等の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又はトレーニング室利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又はトレーニング室利用券を提出しなければならない。

第6条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第7条第2項中「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために許可施設等を利用する場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者又はこれらの者で構成する団体が許可施設等を利用する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許

<p>可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(2) 災害その他の不可抗力により許可施設等を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の30日前までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(4) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の10日前までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額の2分の1に相当する額</p> <p>第9条中「許可施設等の」を「許可施設等及び体育館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の」に、「必要により」を「必要があつて」に改める。</p> <p>第10条中「体育館の備品等」を「当該利用に係る設備等」に改め、同条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>第11条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「体育館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。</p> <p>第13条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。</p> <p>第14条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。</p> <p>第16条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改める。</p> <p>別記第4号様式中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改める。</p> <p>別記第6号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。</p> <p>別記第8号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年3月31日</p> <p>高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p>高知県教育委員会規則第17号</p>	<p>高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「規定による」を削り、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条から第6条まで、第9条」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第6条ただし書、第9条、第11条ただし書」に改める。</p> <p>第4条の見出し中「変更等の届出」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。</p> <p>2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>第4条に次の2項を加える。</p> <p>3 条例第5条第1項の許可施設等の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、口頭により申請をすることができる。</p> <p>4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又は室内プール利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又は室内プール利用券を提出しなければならない。</p> <p>第6条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。</p> <p>第6条の次に次の1条を加える。</p> <p>（利用料金の承認の申請）</p> <p>第6条の2 指定管理者は、条例第9条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第4号様式の2による利用料金承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、条例第9条後段の規定により教育委員会の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第4号様式の3による利用料金変更承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第7条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。</p> <p>条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために許可施設等を利用する場合とする。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が室内プールを個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。</p>	<p>(1) 身体障害者手帳を所持する者</p> <p>(2) 療育手帳を所持する者</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者</p> <p>(4) 戦傷病者手帳を所持する者</p> <p>(5) 被爆者健康手帳を所持する者</p> <p>(6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者</p> <p>(7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を介護するために当該身体障害者等と同時に室内プールを利用する者（身体障害者等1人につき1人とする。）</p> <p>3 前2項に定める場合のほか、条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、教育委員会が別に定める。</p> <p>第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。</p> <p>条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(2) 災害その他の不可抗力により許可施設等を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が主競技場にあつては当該利用を開始する日の20日前までに、主競技場以外の施設にあつては当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる施設使用料の額の10分の8に相当する額</p> <p>(4) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる附属設備使用料の額に相当する額</p> <p>第10条中「許可施設等の」を「許可施設等及び体育館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の」に、「必要により」を「必要があつて」に改める。</p> <p>第11条中「体育館の備品等」を「当該利用に係る設備等」に改め、同条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>第12条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「体育館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。</p> <p>第14条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。</p>
--	---	--

第15条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第17条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改める。

別記第1号様式中

「折り畳みいす」を「折り畳み椅子」に、「1式」

を「日」に、

「大・小会議室冷暖房」を「大会議室及び小会議室冷暖房」に改める。

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

第4号様式の2 (第6条の2関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者



高知県立県民体育館利用料金承認申請書

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第9条前段の規定により高知県立県民体育館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金 (円)	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第4号様式の3（第6条の2関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者

印

高知県立県民体育館利用料金変更承認申請書

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第9条後段の規定により高知県立県民体育館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

別記第5号様式中「第7条第1項」を「第7条第4項」に改める。

別記第7号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。

別記第9号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第18号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による許可施設等」を「許可施設」に、「許可施設等」を「許可施設」に改め、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条から第6条まで、第9条」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第6条ただし書、第9条、第11条ただし書」に、「第5項において」を「以下」に改める。

第4条の見出し中「変更等の届出」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又は武道場利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又は武道場利用券を提出しなければならない。

第6条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(利用料金の承認の申請)

第6条の2 指定管理者は、条例第9条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第5号様式の2による利用料金承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第9条後段の規定により教育委員会の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第5号様式の3による利用料金変更承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第7条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために許可施設を利用する場合とする。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が武道場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。

(1) 身体障害者手帳を所持する者

(2) 療育手帳を所持する者

(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者

(4) 戦傷病者手帳を所持する者

(5) 被爆者健康手帳を所持する者

(6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者

(7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を介護するために当該身体障害者等と同時に武道場を利用する者（身体障害者等1人につき1人とする。）

3 前2項に定める場合のほか、条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、教育委員会が別に定める。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第11条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該

利用を開始する日の5日前までであった場合 既納又は過納となる武道場の使用料の額の10分の8に相当する額並びに既納又は過納となる武道場以外の施設及び設備の使用料の額に相当する額

第10条中「許可施設等の」を「許可施設及び武道館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の」に、「必要により」を「必要があつて」に、「許可施設等に」を「許可施設に」に改める。

第11条中「許可施設等」を「許可施設」に、「武道館の備品等」を「当該利用に係る設備等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

第12条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「武道館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第14条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。

第15条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第17条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改める。

別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式の2（第6条の2関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者 印

高知県立武道館利用料金承認申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第9条前段の規定により高知県立武道館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第5号様式の3（第6条の2関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者 印

高知県立武道館利用料金変更承認申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第9条後段の規定により高知県立武道館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

別記第6号様式中「第7条第1項」を「第7条第4項」に改める。

別記第8号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。

別記第10号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。